

令和3年11月定例農業委員会 会議録

令和3年11月10日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 非農地証明願について
- ・ 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について
(中間管理事業分)
- ・ 議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

4. 報 告

- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. その他

5. 閉 会

○事務局 おはようございます。少し時間が早いんですが皆様おそろいになりましたので始めさせていただきます。

本日の日程についてのご説明をいたします。前回から引き続き先にご案内しました第2回研修会は、本日は総会終了後に開催をさせていただきます。また、研修会終了後には、農業委員会だよりの原稿内容の最終確認のため、編集委員の皆様には引き続き待機をお願いいたします。

総会開催に先立ちまして、出席委員の皆様をお願いを申し上げます。携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードに設定をお願いいたします。

それでは令和3年11月農業委員会定例総会を開催させていただきます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員についてご報告申し上げます。農業委員11名中全員の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席をして定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しておりますことをご報告いたします。なお、島野豊和推進委員、山本雄三推進委員、山本裕之推進委員より欠席のご連絡がございました。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それぞれ総会開会にあたり、事務局よりご挨拶を申し上げます。

○事務局長補佐 はい。皆様改めましてこんにちは。秋のお忙しい中特に果樹農家につきましては、富裕柿の最盛期ということで、お忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。本日本来なら事務局長である北岡局長の方が出席させていただかなあかんですけれども、他の公務と重なりまして、出席がかないませんので、代わりに私の方からご挨拶させていただきたいと思っております。

まず一つ目ですけれども、嬉しいお知らせがございます。本日、橋本市の市政功労賞の表彰式があるんですけれども、産業功労の部門で土井清美前農業委員会会長が受賞されたということで本日10時からの受賞式となっております。非常に喜ばしいことですのでご報告ということでさせていただきますと思います。

一方で現在の取り巻く農業環境、橋本市の農業環境ですけれども、柿の値段は今年よかったですと言うても、逆に米の値段がすごく安くてですね、農家所得を総合的に向上していきたいという本市の農政の中ではすごく悩ましい時期が続いております。また皆様のお知恵を拝借してですね、いろいろ施策に反映していきたいというところで、今当初予算の方も作成しておりますので、またいろんなご意見いただきたいと思っておりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

それから本日この定例会のあと研修会ということで、和歌山県農業会議の大橋様をお招きしまして農業委員会体制のについてということでご講演いただく予定となっております。こちらの方もぜひ出席というか、研鑽を積んでいただきたいなというふうに考えております。

コロナ渦も落ちつきまして、今後本市としまして販路開拓等に力入れていく所存ですので、よろしくお願いいたします。

以上簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。本日よろしくお願い致します。

○事務局 それでは本日の会議次第についてご確認をお願いいたします。議案書、位置図、別紙調査書、それと今回の会議では、農地法4条及び5条許可における意見聴取議案書の農地区分欄早見表をつけさせていただいております。そのあと最後にこれはまた後程事務局提案になるんですが、農業委員会の互助会費として提案させていただきたいと思います。皆さんお手元に資料はございますか。

それでは議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、池田会長をお願いいたします。以後池田会長におかれましてはご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

○池田会長 こんにちは。夏で暑い暑いって言われて何日か過ごしておりましたが急に寒さが来まして、秋がなくなっているっていうような現実になってすごく体調を崩してる方もおいでになると思うんですけども、コロナは収束かもしくは広がってくる可能性があるのかなって毎日日々怯えながら生活しております。

今年は柿も中々病気なんかで落ちたりっていうことで、減収に繋がっている農家もあると思うんですけども、もう少し頑張ってもらって、何とか1年笑って過ごせるようになったらいいなと思ってます。

○議長 座ってこれから議事に入りたいと思います。失礼します。

議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行いたいと思います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号9番、森口佳幸委員、議席番号10番、廣田征男委員をお願いしたいと思います。よろしく願いたします。

では議事に入りたいと思います。本総会で審議いたします案件は提出議案7件、報告事項1件です。

議案第1号、非農地証明願を議題といたします。事務局の提案を求めます。

○事務局 議案第1号、非農地証明願についてをご説明させていただきます。非農地証明願は農地法2条の農地でない旨の証明願と言い、農地法が施行される昭和27年10月以前から農地がすでに農地以外のものとなっている場合や、昭和27年以降、何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上が経過し、周囲の状況から判断し将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められる場合土地所有者が申し出し、当該証明を発行するものとなっています。

議案書及び位置図、非-1ページをご覧ください。提出番号1番、申請地は橋本市橋本・・・、・・・、・・・、合計・・・㎡について。当該地を相続するにあたり土地登記簿を確認したところ地目が畑であることが判明しましたが、昭和50年ごろにはすでに農業の用に供されておらず、土地の現況は竹木が繁茂し山林化した状態となっています。相続した土地所有者いずれも県外に居住しており、農地への復元、維持管理も難しいことから今回の願出に至りました。農業委員による意見書の確認印は、畑委員にいただいておりますが、総合意見として、現況からかんがみて問題ない、とされています。

説明は以上です。後程関係委員の追加説明を願った上でご審議をお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、申請

に係る調査を行っていただいております。担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。畑委員、お願いいたします。

○畑委員 はい。現状ですね藪とかそういう形になっておりまして農地耕作するには全然至っておりません。というのはですね以前に橋本の本町筋に木村鉄鋼の倉庫が、火薬庫がありましてですねそれが昭和50年以前からですね、それは火薬庫として、使用しておりました土地なんですけども、その上にちょっと、当時は私よく存じておりませんで、同級生がおりますので当時は野菜とかちょっと作ってたんですけども、それも、昭和36年ごろから全然使ってないんですよ。それから現在に至ってるという形になっておりますんで、全然この証明については問題ないかと思われまして。

○議長 はい。ありがとうございます。議案第1号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思います。質問がおありの方はお願いいたします。森口さんどうぞ。

○森口委員 9番森口です。これは畑から何に地目が変わるん。

○議長 事務局。

○事務局 地目の変更につきましては不動産登記法という法律がありまして、登記官の判断で20数種類ある中から指定されると思います。現状でいきますと山林もしくは雑種地になるんじゃないかと推察しております。以上です。

○議長 はい。よろしいですか。他に何かご質問ありましたら。

(質疑なし)

質疑がありませんので、議案第1号に対する質疑を終結いたしたいと思います。お諮りいたします。議案第1号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの声がございましたので異議なしと認め本件は承認することに決定いたします。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のあった譲渡人・・・、譲受人・・・さん、他3件の許可の可否について審議を求めるものです。なお、議案第2号で審議いただく4案件は農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該当しないため、要件をすべて満たしており、機械、労働力、技術、通作距離などを見ても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積、下限面積を超えていることから、許可案件を満たしていると判断されます。

議案書及び位置図3-1及び別紙調査書をご覧ください。提出番号1番、橋本市山田・・・、・・・、面積合計648㎡について、・・・さんから・・・さんへの贈与による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人はこれまで草刈などを依頼し農地の維持管理に努めていましたが、高齢により維持管理が困難となり、譲受人と贈与による所有権移転に至りました。譲受人は農地16アールを経営する農業者で

す。この度耕作に便利な自宅近傍の申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。なお譲受人の耕作面積は16アールですが、譲受けようとする農地と合わせて20アールを超えることから、下限面積要件は満たすこととなります。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員いただいておりますが、総合意見として、野菜などを栽培するとされています。

提出番号2番及び3番は譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

提出番号2番、橋本市隅田町山内・・・、面積が・・・㎡について、・・・から、・・・への売買による所有権移転です。提出番号3番、橋本市隅田町山内・・・、面積・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人いずれも農地を維持管理できなくなり、譲受人との売買に至りました。譲受人は農地20アールを経営する農業者です。この度、農地法第5条申請地に隣接する耕作に便利な申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は釜谷委員にいただいておりますが、総合意見として、農地法第5条申請地同地内・・・に隣接しており、問題ないとされています。

提出番号4番、橋本市御幸辻・・・、面積・・・㎡について、・・・から・・・への売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人は高齢により耕作継続が困難となり、譲受人と売買に至りました。譲受人は奈良県五條市で農地30アールを経営する農業者です。この度申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものです。農業委員による意見書の確認印は、和田委員にいただいておりますが、総合意見として、問題ないとされています。

説明は以上となります。後程、関係委員の追加説明を願った上で、ご審議お願いします。

○議長 はい。ありがとうございます。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について山田地区、佐藤委員の説明をお願いいたします。

○佐藤委員 3番の佐藤です。提出番号1番の譲受人は、譲渡人の土地をいつでも草刈とかやってたんですけど、譲渡人も譲受人に作ってくれへんかというふうな感じで言うてたんですけどそれで譲受人は畑とかちょっと広げようかなという形で言ってきました。以上それだけです。

○議長 はい。ありがとうございます。次に、隅田地区、釜谷委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○釜谷委員 はい、2番の釜谷です。案件2、3につきまして、現在は道筋にあるんですけども、・・・は譲渡人は東京に住んでおられます。それから、3番の譲渡人につきましては、高齢でございまして、ずっと畑自体は遊休地になっております。この際、・・・、地図を見ていただきますと、後の案件で出てきますけども・・・。これも譲渡人の土地なんですけど遊休地です。後で出てきますけど道路拡張により家に移転しなきゃいけないということで・・・の方に移転します。その隣にあります・・・

、・・・。いずれも譲渡人の土地で遊休地、でございまして、大谷さんがここで畑を作るってということについては、特に問題ないと思ひまして許可していただきたいと思ひます。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次に紀見地区和田委員に説明をお願いいたします。

○和田委員 はい、1番和田です。議案の番号4番ですね、所有権移転なんですが、現場はこの図面を見ていただきます通り、国道371号線御幸辻の・・・さんがございまして、その向かい側ちょっと道裏に入ったところになります。譲渡人はもうちょっと高齢でございまして、後継者、農業を行う子供さんたちも地元になんないということから、ちょっと農地の維持管理が困難という状況にございまして、譲受人でございまして住所地の奈良県で乳牛を飼育する酪農農家さんとして、ご夫婦と子供さんで、事業を営む専業農家となっております。規模拡大ということですが、五條市から御幸辻ということで、ちょっとどういうふうな形態で営農されるのかなというところがありまして、そういった、たまたま池下さん個人的にも存じ上げてまして取引もしてましたので、聞いてみましたところ、子供さんがこの御幸辻に居住しておられますこのすぐ近くに、それで、その近くにたまたまそういうこういった農地が売りに出ているという話があったので、そこを取得して、今は専業の酪農のですけども野菜とか、将来的にそういった、経営も目指していくというような目的で取得をしたいというようなこととございましたので、申請の内容には特に問題ないということで意見書を提出させていただきます。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。以上で議案のご説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思ひます。ご質問がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

はい。質疑がありませんので、議案第2号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号について許可することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。異議なしのお声を認めましたので異議なしと認め、本件は許可することに決定いたします。

次、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明をいたします。議案第3号でご審議いただく案件は、現地調査等により、転用による著しい影響はないと判断され、また申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的の実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査した結果、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書及び位置図4-1及び別紙調書をご覧ください。整理番号1番、橋本市恋野・・・、台帳地目現況地目ともに田、面積・・・について、本件申請人は結婚を機に住居が必要となったことから、実家に隣接する本申請地を住宅・駐車場・通路として利用し、子の成長に母親の手伝いを受けながら、実家の農地の管理を行いたいとし

ています。排水計画では雑排水は合併浄化槽を經由して申請地北側道路側溝へ排水し、雨水についても申請地北側の道路側溝へ排水するとなっています。この件について、紀の川用水改良区並びに地元水利組合の意見書及び同意書が添付されています。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されています。隣接する農地は一筆ありますが、申請人のものとなります。農業委員による意見書の確認印は、中谷委員にいただいております。総合意見として、農地の管理等も考えており、適当だとされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、良好な営農条件を備えている第1種農地ですが、別紙でつけさせていただいております、早見表をご覧ください。第1種農地の不許可の例外部分をご覧ください。そちらの1-④-ウに規定する、日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとする不許可の例外に該当すると判断されます。

説明は以上となります。のちほど関係委員の追加説明を願った上で、ご審議お願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、申請に係る調査を行っていただいております。担当委員、中谷委員よろしく申し上げます。

○中谷委員 4番中谷です。ただいま事務局の方からご説明ございました通りでございますが、一つはこの農地は圃場整備をされた地域でございますして、農地計画の除外申請され除外されております。従いましてこの4条の申請は、適当であると思ひますし、本人は、誠実な方でございますして、今後、実家の農業とか地域の活動に参加したいというような方でございますして、地域で居住していただいたら非常に良いと思ひます。農地の転用については適当であると思ひます。以上です。

○議長 はい。中谷委員ありがとうございました。議案第3号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思ひます。質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。はい。廣田委員どうぞ。

○廣田委員 はい。10番の廣田でございます。第1種農地ということと、圃場整備されたということでございますが、補助金適化法に関する関係の方は大丈夫でしょうか、事務局にお伺ひいたします。

○事務局 はい。補助金適化法につきましては補助整備完了後8年以上が経過しておりますので、補助金返還の義務はございません。以上でございます。

○議長 はい。他に質疑がございませんか。

(質疑なし)

質疑はありませんので、議案第3号に対する質疑を終結いたします。議案第3号について本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの声がございましたので異議なしと認め本件は許可相当の意見を付して県知事に進達することを決定いたします。

次、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 はい。議案第4号、農協第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案第4号でご審議いただきます8案件につきましては、現地調査等により、転用による著しい影響はないと判断され、また申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われることから、農地転用許可基準に照らし審査しました結果、許可要件を満たしていると判断されます。

議案書及び位置図5-1、別紙調査書をご覧ください。提出番号1番並びに2番は一体計画のため一括して説明をして参ります。提出番号1番、橋本市神野々・・・他3筆、台帳地目田、合計面積・・・㎡。提出番号2番、橋本市神野々・・・、台帳地目田、面積・・・㎡、総合計面積・・・㎡について、本件受人は橋本市内で産業廃棄物等の収集、運搬、処理事業などを主な業務とする法人です。この度申請地を車両20台分の駐車場として利用したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については、申請地内にある既設排水路を経て、申請地中央及び東側水路に排水するとなっております。この件について畑田池土地改良区の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見込まれ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が3筆ありますが、2筆については土地所有者から同意を得ております。1筆については同意を得ることができなかった旨の調査報告書が提出されております。調査報告書には登記名義人に同意を求めたところ、登記の名義変更が行われていないがすでに売却済みであり、課税に関する書類等も買主に直接送付してもらっているとされております。課税状況について、市課税部局に確認を行ったところ、個人情報に該当するため回答できないとのこと、というものの内容がありました。また結論として買主と連絡が取れない状況にあり、居所も不明であるとされております。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。総合意見として、以前より耕作放棄地となっております今後耕作は無理と思われる、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内を農地であることから、2-3に該当する第2種農地と判断されます。

提出番号3番。橋本市野・・・、台帳地目畑、面積・・・㎡について、本件受人はこの度、本申請地を取得し車両10台分の貸駐車場として利用したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については東側既設水路に排水となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、一筆については申請人、一筆については申請人の親族となっております。農業委員による意見書の確認印は、佐藤委員にいただいております。総合意見として、問題ないとされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、3-5に該当する第3種農地と判断されます。

提出番号4番、橋本市東家・・・他3筆、台帳地目田及び畑、合計面積・・・㎡について、本件受人は、橋本市内で不動産の賃貸借、管理、コンサルティング並びに売買のあっせん、仲介及び住宅リフォームの工事のあっせん、仲介業務を主な業務とす

る法人です。この度に事業拡大を図るため、鉄筋2階建て住宅及び車両15台部分の貸駐車場を設置したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は公共下水道へ接続し、雨水については敷地内で集水後を公共水路に放流するとなっております。また、敷地際にはコンクリート構造物等を設置し、土砂等が流出しないようにするとされています。この件について、紀の川用水土地改良区並びに地元水利組合の意見書及び同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が2筆ありますが、土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は、畑委員にいただいております。総合意見として、譲渡人は高齢により耕作は不可で、引き続き耕作を行う継承者もなくやむなし、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから、3-5に該当する第3種農地と判断されます。

提出番号5番。橋本市原田・・・、台帳地目田、面積・・・㎡について、本件受人はこの度本申請地を取得し、木造二階建て住宅を建築したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は合併浄化槽で処理し公共水路へ放流し、雨水についても敷地内で集水後、公共水路へ放流するとなっております。この件について、地元水利組合の同意書が添付されています。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が2筆ありますが、土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は畑委員にいただいております。総合意見として、地方への移住及び多様性を考慮し、転用については受け入れ可、とされる意見書が提出されております。本申請の農地区分については、用途地域内の農地であることから3-⑤に該当する、第3種農地と判断されます。

提出番号6番。橋本市隅田町中島・・・、台帳地目畑、面積・・・㎡について、本件受人は、建築物の調査及び積算、建物耐震診断などを主な業務とする法人です。この度、昨今のコロナウイルス感染拡大防止に準じ、3密を避ける生活習慣、不要不急の外泊自粛等々、有事体制による就労生活により生じる社員当のストレスを軽減し、精神的リフレッシュを図ることができる施設を設置したいとしています。施設の利用計画では、デイキャンプ、バーベキュー、みかん狩り、農作物の栽培、ドッグラン、天体観測とされ、敷地内には浄化槽併設トイレ、上屋付きベンチ、みかん苗植樹とされております。排水計画では、汚水雑排水は合併浄化槽で処理し西側公共水路へ放流し、雨水については従前のまま南側公共水路へ放流するとなっております。また、農地及び道路の出入り可能な境界部分にはフェンスを設置し、影響が出ない措置をとるとされております。この件について地元水利組合並びに地元区の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地は一筆ありますが、土地所有者から同意を得ておりません。農業委員による意見書の確認印は、釜谷にいただいております。総合意見として、譲渡人は川崎市に居住しており、農地の維持管理が困難であることから、転用について特に問題なし、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内農地であることから、2-③に該当する第2種農地と判断されます。

提出番号7番。橋本市隅田町山内・・・、台帳地目畑、面積・・・㎡について、本件受人はこの度、本申請地を取得し二階建て住宅を建築したいとしています。排水計画では、汚水雑排水は合併浄化槽で処理後側溝放流し、雨水についても、敷地内で集水後側溝へ放流するとなっております。この件について地元水利組合の同意書が添付されており、事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されており、隣接する農地は4筆ありますが、土地所有者からすべて同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は釜谷委員にいただいております。総合意見として、県道拡幅に伴い現居宅が解体となるため、近傍の本申請地が最適と思われる、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内の農地であることから、2-③に該当する第2種農地と判断されます。

提出番号8番。橋本市高野口町名古屋・・・、台帳地目田、面積・・・㎡について、本件受人はこの度、本申請地を取得し経営する隣接店舗用の車両9台分の駐車場として利用したいとしています。本案件につきましては、本申請地を平成19年に相続し、本申請に至るまでの間、近隣住民の駐車場としてすでに利用されていたこと、また、農地法について理解不足であったと譲渡人から始末書が提出されております。排水計画では、汚水雑排水は発生せず、雨水については自然浸透とし、未浸透分については、西側既設公共水路へ放流することになっております。この件について、紀の川用水土地改良区並びに引きの池土地改良区の意見書及び同意書が添付されております。事業に要する経費は、土地取得費用の・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が1筆ありますが、土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は林委員にいただいております。総合意見として、すでに転用していた事実があるものの、店舗用の駐車場もなく致し方ない、とされる意見書が提出されております。本申請地の農地区分は、少集団の生産性の低い農地であることから、2-④に該当する第2種農地と判断されます。

説明は以上となります。後程関係委員の追加説明を願った上で、ご審議お願いいたします。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたが、申請に係る調査を行っていただいております。担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。まず山田地区、佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 3番の佐藤です。提出番号1番2番の譲渡人は40来この土地を持っていたんですけど、放棄地というふうな形で維持してまして、どうしようかなあということ譲受人に尋ねたら、買ってあげるというふうな感じで、事務局の申し出の通り、問題ないと思います。

そして3番、譲渡人が駐車場にしたいというふうな感じで言っていたんですけど、申請地の隣の家に親が住んで、親の土地であり親の家のそばに駐車場を作りたいというふうな感じで、申し出がありまして、問題ないと思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次に橋本地区、畑委員、説明をよろしくお願いいたします。

○畑委員 4番の申請の売買という形で、現在ブドウを作ってたんですけども、約12、3年前からの休耕という形になっておりまして、施設栽培という形でブドウの棚をそのまま置いてやってるんですけども、現在全く使っておりません。それでなぜかという、高齢で全然体があまり動きません。それと後を継ぐという人もおりませんし、近所のブドウを作ってる人にいろいろお願いしたこともあるんですけども、なかなかうまくいかず、ですねそのまま休耕という形になっておりまして、どうしても今後、耕作するという形ができないということで、今回譲受人からお話があって売却するという形をとっておるということです。場所はこの市役所のすぐ隣なんですけども、近所には前の市民病院の官舎があってそれが今住宅地になってその隣なんですけども、住宅地としては適当かなと思っていいんじゃないかなという形になっております。以上です。

5番の案件について、これも売買っていう形になってますけど、これはもう個人住宅として購入という形になっておりまして、大阪からですね、田舎の方に移り住んでという形で、地域に適したことをやりたいというふうな形で話を聞いております。例えば、子供がいらっしゃるんですけども、子供たち、他の子供たちということですね考えてですね、そういう小さいながらもそういう施設を作ってますね、今後地域に根差したですね、ことをやりたいという形で、橋本市としては、移住していただいた方がいいかなというふうに思っております。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。次に隅田地区、釜谷委員よろしくお願いたします。

○釜谷委員 はい。釜谷でございます。先ほど言いましたように提出番号6番ですけども、周り全部畑なんですよね。柿畑、ブドウ畑がありまして、この地域につきましては、譲渡人に電話連絡いたしまして、川崎に住んでおられます。それでもう橋本市に戻ってくることもないということでもうここを売却したい、ということでございます。譲受人に買い主に電話したんですけども、実はこの申請地、かなりの傾斜地でございますね、何でそんなとこにそれをするんかということになるんですけどもここに、同じように梅の木とか桃の木とか植えて、社員がそこで1日遊べるような施設を作りたい、ということで、それやったらいいんかな、周りも同じような雰囲気ですから、そのままでやってもらえるんだったらいいんかなということで、問題なしと判断いたしました。以上です。

それから、その次の7番案件ですけども、先ほどお話ししましたように実はここ、道の拡幅工事で今の家を出らないかんということで、一番代替地で良いのが近くで、現在遊休地でこの土地が一番いいという判断ということです。私の方から見たら、ここに家を作ったら一番元の家から近くでいいんかなということで、譲渡人に話したら是非ともそうしてやって欲しいと、もう私も年で耕作できないということで、これだったらいいんかなということで判断いたしました。問題ないと思います。

○議長 はい。ありがとうございます。次に応其地区、林委員よろしくお願いたします。

○林委員 6番の林です。譲渡人は相続して県外で住んでるってということで、ずっと前からちょっと休耕になっていて、これも譲受人は、どんな仕事されてるんかなと思ったんですが、覗きにかしてもらいました。ヘアメイクしてるっっちゃうことで、初めて

仕事の内容わかった状態です。申請地の前とか横にもホームセンターとかもうスーパーがたくさんできて交通量も多く、このあたり駐車できなくなって、申請地をちょこちょこ利用しておったようです。今事務局から説明もあった通り、始末書もとりなってますので、これは駐車場の人は、前に止められないので、一番適当だと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。以上で議案第4号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思います。質問がございましたら、よろしくお願いいたします。はい。廣田委員。

○廣田委員 10番の廣田です。事務局に、お伺いしたいんですけど今回、2種農地が5条申請で多いと思うんですけども、2種農地は、原則不許可ということになっとなるかと思うんですが、その不許可の不がとれた理由ってというのは、他に代替地がなかったんでとかっていう、そういう理由はすべてに添付されておりますか。お願いいたします。

○事務局 まず2種農地についてご説明をさせていただきます。何農地かということにつきましては、まず第1種農地はこれこれこういうもの、第3種農地はこれこれこういうものと規定があり、1種農地または3種農地でないものが、2種農地に規定されるとなっております。3種農地については原則転用許可となりますが、第2種農地については条件次第で可能ということになります。その条件というのが今説明がありましたように、代替地としていろんなところを検討したんですけども、最終的にここしかなくて申請になりましたということで、書類をそれぞれつけていただいた上で、事務局は受理をさせていただいているところでございます。以上です。

○林委員 会長、ちょっとすいません追加で8番の案件のことなんですけれども、譲受人さんはこの前、このちょうどこの店から、北にある小学校の前の、宅地になっているところが5件ぐらいあるんですけども駐車場にしようと検討したんですけど、ちょっと店からは遠いんでね。そういう説明がわかりました。以上です。

○議長 はい。追加説明ありがとうございました。

○和田委員 はい。ちょっと事務局に教えて欲しいんです。勉強させてください。1番2番の案件で譲受人が駐車場として取得するという、この許可申請については異存ないんですけども、説明の中でね、隣接する農地ていうのは、一筆が連絡取れてない状況のような説明に私聞いたんですよ。登記が未済やけども実質所有権移転済みで、税の負担なんかも真実の所有者がいてるんですけども、その方と何か個人情報保護法の関係で連絡が取れないと、ということで同意っていうのがそもそもそれだったら、その方は隣地が転用をされるということ自体、認識されてない状態だと、聞いたんですけどもそういうことでよろしいですか。

○事務局 はい。そのことについてですがまさしく委員おっしゃる通りでして、残り1筆についてはもう連絡の取りようがない状態となっております。ただ、隣接同意につきましては、これまた法律の話になってしまうんですが、必ず農地転用の申請の際には法律上でいう法定添付書類というくくりがあるんですけども、実のところ隣接同意書については法定添付書類ではございません。しかしながら、今までの経緯から橋本

市農業委員会としましては、申請者の方にもご努力をいただいて、隣接同意をいただいても通るという状況でございます。ただ、1回2回足を運んで同意が取れなかったからもうそれでよろしいというのではなくて、できる限り申請提出まで、また申請を超えてでも同意を取る努力をしていただいておりますが、今回限りはもう連絡のとりようがないということで調査報告書が添付されておりますので、事務局としては受け付けをさせていただきました。以上です。

○和田委員 はいありがとうございます。他にもこういったケースみたいに相手の事情でどうしてもって今おっしゃるようなの出てくるかと思えます。今回は非常にレアケースかと思うんですけども、ただ私もその農業委員会としてそういったどこまで努力したのか義務がどこまであるのか聞きたかったんです。今大体聞かしてもらって、必須ではないということによくわかりました。そうすると、実際これ転用して農地として残さなくて問題がないかっていうところを、ここで議論していただいたら、書類があるかなかなか良いかなと思えますし、そしたら佐藤さんの現場見ていただいて他の方は、もう同意されておられるということでもう、ここは一団の土地ですから、問題ないというふうに我々判断させていただいてよいということでしょうか。

○佐藤委員 この隣の土地は放棄地になってるところなんですわ。農地転用されても大きな影響はないとおもっております。

○議長 はい。ありがとうございます。他にご質問ありませんか。

○大西委員 7番の大西です。1点だけ教えていただきたいんですけども、6番の案件なんですけど、リフレッシュ施設ということで、果樹を植えたままで、それを収穫したり管理したりっていうことなんですけど、この譲受人の会社の方がですね、樹園地のような、樹園地だと思うんですけど、それを肥培も含めて管理されるのか、どなたか管理人みたいな方がおられるのか、その辺のところ利用の方法も含めてちょっとお聞きしたいんですけど。

○事務局 はい。本申請につきましては取得後の管理方法については実は記載はございません、いうところでございます。おらく会社自体も橋本市内にある会社でございますので、管理もそのまま会社の方でされるのかなというふうに個人的には思っております。以上です。

○大西委員 株式会社ですのでね、農地はやっぱり所有権移転で取得して農業するっていうのは、今の段階では難しいんですよ、貸し借りだったらいけるんですけど。一応樹園地っていうことですので、確かに社員のリフレッシュはわかるんですけども、その辺のあたりですねえ、もし営農されて、果樹ですんでね、できたもの仮に販売するとかしないとかっていうことに、もし単に社員だけの利用できたらね、意味あるのかなとも思っています、ちょっとそういう意味でお聞きしました。答えられる範囲で、すいません。

○事務局 販売自体は想定していないように、書類上では明記させていただきました。あくまでも、浄化槽併設トイレ、上屋付きのベンチ、社員の保養施設として一体的に社員のレジャー施設として利用するというところで聞いております。前回の定例総会でも中谷委員から宿題としてお預かりしておった話にも繋がるんですけど、宗教法人等が農

地を取得することができるのか、今大西委員がおっしゃいました株式会社が農地取得できるのかという話になるんですけれども、前回の定例会で、研修会の資料としてお渡しさせていただいた中にもあるんですが、農地法第3条の基準として農地所有適格法人以外の法人が、農地を取得するという事は今のルール上認められていないとなっております。で、取得することはできないんですけども、大西委員がおっしゃっておりますように貸し借りで農地を利用する、貸し借りすることができる。今回についてはその農地という利用目的ではなくて、あくまでも総合的なレジャー施設ということで、事務局は申請を受理しております。以上です。

○大西委員 はい。わかりました。ありがとうございます。

○議長 はい。ありがとうございます。他に何かご質問ございましたら。

(質疑なし)

はい。質疑がございませんので、議案第4号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。ありがとうございます。異議なしの声がございましたの異議なしと認め、本件は許可相当の意見を付して、県知事に進達することに決定いたします。なお、提出番号1番及び4番については10アールを超える案件ですので、県の常設審議委員会に諮問の上、進達いたします。また、提出番号1番については、30アールを超える案件となりますので、常設審議委員会の現地調査対象となる案件となります。事務局は準備、調整をよろしくお願いいたします。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分は橋本市農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、一括審議いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 はい。それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、並びに第6号中間管理事業分についてご説明いたします。今月の申請は、個人同士の申請が1件、中間管理機構を通じた申請が5件ありますが、事前に委員の皆様から意見書や申請書を確認した結果、すべての案件について、基盤強化促進法第18条第3項各号のすべてを満たしていると思われまます。

それではまず議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書の基-1ページ及び位置図の基-1ページをご覧ください。今回、貸借を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。利用権の設定をする土地は、橋本市隅田町霜草・・・他2筆となっております。現況地目は田で、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は、使用貸借で水田として利用いたします。また、利用権の期間につきましては、令和13年3月末までの9年と4ヶ月となっております。

続きまして、議案第6号、中間管理事業分についてご説明いたします。申請は合計5件ありますが、代表して申請番号1番の案件を読み上げます。議案書及び位置図の

中-1 ページをご覧ください。転貸を受けるものは、岩坪幸司、利用権の設定をするものは・・・、利用権の設定する土地は、橋本市市脇・・・、現況地目は畑で、面積は・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用いたします。利用権の期間は3年間となっております、この度令和3年11月末で、現在・・・と・・・との貸し借りが切れるため、その期限の更新をする申請となっております。

今回利用権を設定する土地は全部で8筆、・・・㎡となっております。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明をありましたが、申請に係る調査を行っていただいております追加説明があれば、担当委員からお願いいたします。

○釜谷委員 はい。2番の釜谷です。1番の件ですけども、実はもう貸人自体は、もう百姓ができないぐらいの高齢の方でございましてボチボチやっとなつたんですけども、実はこの申請地につきましては、すでに借人が手伝いをして、今年も稲刈りは借人さんがやっとなつた、ということでまだ借人はこれ以外に大きな農地を持ってるんですけども、貸人からの依頼ではあるので、もうこの際、続けて田植えから全部引き受けようということをやったそうです。両申請者さんに連絡とつたんですけど、この隣にある家が、実は借人さんの宅地なんです。自分の家の南の方になるんですねこの申請地。ですから家の前やから、特にやっとなつたという話もあって、特にこれについては問題がないと、こう思っております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。他に何かご説明ありましたらよろしく願います。

(特になし)

追加説明がございませんので、これより質疑に移りたいと思います。質問される方、ご質問がありましたらよろしく願います。

(質疑なし)

質疑はございませんので、議案第5号、第6号に対する質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第5号、6号について本件を承認とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしの声をいただきましたので異議なしと認め、本件は承認することに決定いたします。

議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを上程し、事務局の説明を求めます。

○事務局 はい。それでは、議案第7号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてご説明いたします。議案書及び位置図の納-1 ページをご覧ください。申請番号1番についてご説明いたします。申請地は、橋本市市脇・・・、市脇・・・の2筆で、面積合計・・・㎡となっております。本申請は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けている農地について、3年に一度引き続き相続税の納税猶予の適用を受けるため、必要となる証明となっております。

本申請の意見書の確認印は、畑委員にいただいております。後程、関係委員の追加説明を願った上でご審議お願いいたします。以上です。

○議長 はい。事務局の説明が終わりました。担当委員からの追加説明をお願いいたします。畑委員、よろしく申し上げます。

○畑委員 2筆あるんですけども、一筆は橋本警察の西隣になっておりましてこれが、野菜を作るような形になっております。今は八朔一本とみかん三本植わってまして、他を野菜づくりという形で、家庭菜園みたいな形になっておるんですけども、これは周り、そういう建物とかそういうの多いんですけども、引き続き、高齢にはなっておりますが、ご主人はいらっしゃらないんですけども、しばらく続けるという形になっておりまして娘さんもいらっしゃって、娘さんと一緒にするという形になっております。それともう一筆は平種ですね。20数本植わってございまして、これはなかなか、今後、いろいろ、そのまま引き継いで耕作できるという、ことでしてね。これも後引き継ぐ人はまだ決定はしておりませんが、しばらくこういう形で耕作をするという、形のお話をいただいております。ですから、全然問題なしというふうに思われます。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。議案第7号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移ります。質問がございましたらよろしく申し上げます。

(質疑なし)

質疑がございませんので議案第7号に対する質疑を終結といたします。お諮りいたします。議案第7号について承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの声をいただきましたので異議なしと認め本件は承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

○事務局 はい。それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の受理について報告いたします。議案書の18-1をご覧ください。申請地は、橋本市野・・・、・・・。賃貸人は・・・、賃借人は・・・で、申請地はこの月の農地法第3条の申請を行うために、戦前からの小作契約がついていたのですが、令和3年10月12日付で、合意解約が成立した旨の通知がありますので、ご報告いたします。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。本日の出席の委員様から、何かご意見ご質問がございませんか。

(特になし)

ご意見がないようですので以上で本日の農業委員会総会に付議された議案・報告はすべて終了といたします。

令和3年11月農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年11月10日

会 長 池田 泰子 ⑩

9 番 森口 佳幸 ⑩

10 番 廣田 征男 ⑩